

# ソ連の経済改革とファンド有償制

宮 鍋 幟

## I

ソ連では、1965年秋に新経済制度(いわゆる「利潤方式」)の導入が決定されたあと、この決定にもとづいて1966年はじめから国営工業企業への新方式の導入が実施されはじめ、それから1年9カ月を経過した現在、すでに「利潤方式」に移行した鉱工業企業の数<sup>1)</sup>は5,500、その生産高のソ連鉱工業生産高に占める割合は33%強に達するといわれる<sup>1)</sup>。そのほか、67年4月には、ソ連の経済改革が農業セクターにも拡大されて同年中に390のソフホーズ(およびその他の国営農業企業)を試験的に「利潤方式」に移行せしめることが決定されこと<sup>2)</sup>、さらに、2度にわけて行なわれた軽・食料品工業の卸売価格改訂(66年10月1日と67年1月1日に実施)をへて、67年7月1日には「利潤方式」の成否をきめるカギともいべき重工業卸売価格の改訂が実施されたことなどを考えあわせると、いまや、ソ連経済の「利潤方式」への移行のプロセスはようやく本格的な段階に入ったということできよう。

この「利潤方式」は、周知のように、(1)国営

1) 《Экономическая газета》 No. 42, 1967, p. 5. なお、これらの鉱工業企業の鉱工業企業総数にたいする割合は12.6%、その利潤額の鉱工業利潤総額に占める割合は45%である。

2) 《Правда》 15/IV, 1967. しかし実際には67年7月1日を期してすでに409のソフホーズ(ソフホーズ総数の3.5%)が新方式に移行したという(《Экономическая газета》 No. 36, 1967, p. 3)。

3) 国営企業の自主性拡大は、上から企業におろされる計画指標(いわゆる「承認指標」)の数が従来の30から8に減少した事実<sup>3)</sup>に端的に示される(A. Омаров [ред.], Беседы об экономической реформе, Москва, 1967, p. 13)。

企業の自主性の拡大<sup>3)</sup>、(2)企業活動の効率指標としての利潤額および利潤率の重視、(3)利潤を財源とする3種類の企業ファンド(物質的奨励ファンド、社会文化・住宅建設ファンド、生産発展ファンド)の創設<sup>4)</sup>、(4)生産ファンドの有償化(ファンド使用料や定額納付金の設定、銀行信用の拡充)、(5)企業間の直接的契約制の強化、(6)いわゆる「経済的に根拠のある価格形成」への移行などの諸点を内容とするものであるが、「利潤方式」の実施の当初においては、以上の諸点のそれぞれの具体的細目について不明な点が多かった。しかし、上述のようにソ連における経済改革の実施が本格的な段階に入ったこととあいまって、最近では、不明だった点も次第に明らかにされるようになってきたため、われわれにも、ソ連の「利潤方式」の具体的内容やその問題点をかなり立ち入って考察することが可能になった。そこで本稿では、そのうちとくにファンド有償化の問題をとりあげ、その内容を概観するとともにそれにふくまれた若干の問題点を考察してみたいと思う。ただし、以下においては紙数の都合により農業セクターについてはつぎの機会にゆずり<sup>5)</sup>、考察の対象をもっ

4) ただし、このうち生産発展ファンドの財源は利潤の1部、減価償却控除の1部、余剰機械・設備の転売からの収入の3つである。

5) ソフホーズのばあいの方式は同じ「利潤方式」といっても鉱工業企業のばあいとはかなり異なる。たとえば本稿のテーマであるファンド使用料についていえば、ソフホーズのばあいは、その収益率(原価に対する利潤の比率)が25%以上のソフホーズから固定ファンド(家畜と果樹をのぞく)の当初価値の1%のファンド使用料が徴収され、工業のばあいとちがい流動資産には使用料は課せられない。このような大きなちがいは、農業の特殊性にもよろうが、新方式への移行に当って価格改訂が行われず、新方式に移行したソフホーズに対しソフホーズ農産物価格(いわゆる「引渡価

ばら工業セクター(鉱山業をもふくむ)のばあいにかぎることにする。

ソ連では、国家から国営企業の管理・利用にまかせられた生産手段は企業の生産ファンド(固定ファンドと流動ファンド)<sup>6)</sup>と呼ばれているが、この生産ファンドは従来は「無償で」企業にゆだねられていた。つまり従来のソ連では、国営企業の生産設備の建設や流動ファンドの増加のための支出の大部分は国家予算支出によってまかなわれており、企業の自己資金または銀行信用によるものはごく一部分であった。そしてこの財政資金で造出された生産ファンドは、それを使用する企業に対して事実上「無償で」交付され、企業が自己の活動によってえた純所得(利潤)のうちから、その保有する生産ファンドにたいする一定率の、なんらかの形の「ファンド使用料」を国庫に上納するという制度は存在しなかったのである<sup>7)</sup>。

この意味において従来の制度は「ファンド無償制」(бесплатность фондов)であったが、しかし、なんらかの形の「ファンド使用料」を設定して「ファンド有償制」(платность фондов)を導入しようとする試みないし着想が、従来まったくなかったわけではけっしてない。たとえばシトニンによれば、ソ連では1922~23年に、すなわち社会主義工業がホズラスチョート制へ移行しはじめた時期に、すでにファンド使用料設定の問題が論議の対象となり、当時の財務人民委員部は、国営工業(具体的には当時のホズラスチョート単位であ

格)より若干高いコルホーズ農産物価格(「買付価格」)が適用されることになったにとどまるためであろう。しかし、ソフホーズの「利潤方式」は現在ではきわめて暫定的なものであることを付言しておきたい。くわしくは、《Правда》15/IV, 1967, および Указания о порядке перевода в виде опыта совхозов и других государственных сельскохозяйственных предприятий в 1967 году на полный хозяйственный расчет, 《Экономическая газета》No. 24, 1967 をみよ。

6) 固定ファンドのなかに土地(工場敷地, 地下埋蔵物, 農地)はふくまれていず、流動ファンドのなかには賃金ファンドがふくまれない点は、注意を要する。

7) もちろん、企業は通常の意味の「減価償却控除」を上納していたし、また、企業はその利潤の大部分を「利潤控除」の形で国庫に上納していた。ただし、利潤控除の大きさは生産ファンドの大きさと無関係にきめられていたのである。

ったトラスト)からその「資本」に対する「特別料金」(особый сбор)を徴収することを提案した。このばあいの料金率はトラストの保有する「総資本」の価値の4~5%であった。しかし当時においては、第1に、ファンド集約度が高くしたがってこの料金の主要な納入者たるべき重工業部門が低収益的であったこと、第2に、工業部門は総じて復興過程にありしたがってその生産設備の利用度が不十分であったことのために、実際にはファンド使用料実施の条件が備わってはず、結局この提案は実施されないままに終わったといわれる<sup>8)</sup>。

その後の「行政的指導方法の優勢な時期においては、制限されたホズラスチョート関係のもとで、ファンド使用料設定の問題は提起されることがなかった<sup>9)</sup>」らしいが、ファンド使用料の着想そのものは、その後も、具体的な投資プロジェクトの決定の段階において、投資ヴァリアントの選択のための方法としてソ連の企画実務家の間で適用されてきた「仮設的利子」の方式や「回収期間」の方式のなかで、いわば計算概念として生きつづけたといつてよかろう。そしてこの回収期間の方法が1958年6月の投資効率論争にかんするシンポジウムにおいてついにソ連の経済学者の間で「市民権」を獲得し、ついで1959年にソ連邦科学アカデミーと他の関連諸機関により共同で作成された「ソ連邦国民経済における投資と新技術の経済効率の標準的測定法」において、 $C + Kr = \min.$  ( $C$ は年間操業費用つまり生産物原価,  $K$ は必要投資額,  $r$ は標準投資効率係数)というより一般的な形の投資選択基準が公認されたこと(このことはかつての仮設的利子が回収期間という「隠蔽された形態」でなしに「標準投資効率係数」( $r$ )として公認されたことを意味する)、さらに、このような一連の動きがソ連の価格論争における生産価格説

8) В. Ситнин, Плата за фонды и экономические стимулы, 《Плановое хозяйство》No. 11, 1966, p. 33. シトニンは、財務人民委員部のこの試みが実施されなかったことの「実際的理由」しかあげていないが、同一の国家セクター内部においては「資本」も「賃料」もありえないという「理論的理由」からも実施されなかったものであろうことは想像にかたくない。

9) 同上, p. 33.

進出の有力な根拠になったことなどは、周知のとおりである<sup>10)</sup>。

このような経過をへて、1962年秋以降のいわゆる「利潤論争」のなかでヴァーグ、ザハロフやネムチーノフやトラペズニコフらによってそれぞれの形の「ファンド使用料」の設定が新たに提唱され<sup>11)</sup>、はじめにのべたように1965年秋に、ソ連における経済改革の一環としてついにその設定が決定されたものである。

## II

では、ソ連で設定されたファンド使用料の内容はどのようなものであろうか。これについてまず、ソ連における経済改革の基本線を打ちだした65年9月の党中央委総会におけるコスイギン報告のなかでは、つぎのようにいわれている<sup>12)</sup>。すなわち、第1に、ここ数年来ソ連の一連の工業部門においては生産ファンドの利用効率が低下しており、したがって、企業が生産物産出高を高め利潤額を増大させるだけでなく、企業にたいして、かれらに配分されている生産ファンド1ルーブルあたりの利潤額をも増大させるような関心をもたせることが重要である。そのためには、企業利潤のうちから国家予算への繰入れを、従来のような「利潤控除」の形でなく、企業にゆだねられた固定フォ

ンドと流動資産<sup>13)</sup>の価値に応じた「生産ファンド使用料」(плата за производственные фонды)という形で行なう必要がある。第2に、その料金率は、正常に活動している企業の手もとに、この料金を国庫に上納したのちになお企業の奨励ファンド(前述の3種類の企業ファンド)の形成、計画諸支出の補填のための利潤が残るように考慮して、長期間(数年間)にわたる固定率として設定される。第3に、新機械や新据付設備、新設の企業や職場はすぐさま完全な経済効果を与えるものではないから、これらのばあいファンド使用料は、新たに稼働に入った生産能力の計画開発期間が過ぎたのちにはじめて徴収される。第4に、このファンド使用料は、これまで企業に課せられていた上納金を越える国庫への追加的上納金としてではなく従来の企業の国庫上納金の大部分を肩代りするものとして設定され、したがってそれは将来、国家予算歳入の最重要部分を占め、それに応じて取引税をもふくむその他の上納金の割合が減少するようになる、というのがそれである。

ここには、ファンド使用料の役割ないし機能(生産ファンドの効率的利用の刺激剤であるとともに「利潤控除」にかわる企業利潤の主要な国庫集中形態となること)や、料金率決定の一般的条件(「正常に活動している企業」に3種類の企業ファンドの形成や計画諸支出をまかなうに足る利潤を残すこと)や、若干の免除規定が示されているにとどまり、料金率の平均水準やその部門別格差についてはなにもべられていない。これは、工業部門の卸売価格改訂の内容や企業利潤からの企業ファンドへの繰入率などが具体的に決定されていなかった当時においては、むしろ当然のことといえよう。

しかし、その後決定された新卸売価格体系においては工業部門の平均利潤率が15%とされ、さらに、この平均利潤率のもとで形成される利潤総額のうち企業ファンドの形成や企業の計画諸支出の補填に当てられる利潤額は、生産ファンドに対する比率でそれぞれつぎのようにきめられた。すなわち、企業ファンドへ3.1%(そのうち物質的奨

10) これらの点についてくわしくは、岡稔『計画経済論序説』岩波書店、1963年、p.180~184を参照。

11) それをヴァーグとザハロフは「ファンド使用料」(плата за фонды)、ネムチーノフは「ファンドにたいする上納金」(начисление на фонды)、トラペズニコフは「資本利子」(процент на капитал)と呼んだことは周知のとおりである(野々村一雄ほか編訳『ソヴェト経済と利潤』日本評論社、1966年、所収のそれぞれの論文を参照せよ)。なお、A.ビルマンはすでに1959年にファンド使用料設定の提案をしていたといわれる(P. Атсасон, Хозяйственные стимулы использования основных фондов, Москва, 1965, p. 73)。

12) 前掲邦訳『ソヴェト経済と利潤』p.282~283。

13) 流動資産は流動ファンドに流通ファンドを加えたもの。くわしくはП. Темников, Некоторые вопросы оптимального управления оборотными средствами (С. Ситарян [ред.], Эффективность общественного производства и финансы, Вып. I, Москва, 1967), p. 58。

励ファンドへ1.8%，社会文化・住宅建設ファンドへ0.6%，生産発展ファンドへ0.7%），利潤を財源とする企業の計画諸支出（中央基準投資，銀行信用返済，流動資産の補充・増加，およびその他のための支出）へ2.3%。そしてこれらの前提条件を勘案して，工業部門におけるファンド使用料は平均6%（生産ファンドに対する比率で）と決定された<sup>14)</sup>。以上に示した新制度のもとでの利潤の用途別配分を，1965年の鉱工業企業の利潤総額に適用してみると第1表のようになるという。この

第1表 鉱工業利潤の用途別配分

	金額 (10億ルーブル)	比率 (%)
利潤総額	24.5	100
ファンド使用料	10.0	40.8
物質的奨励ファンド	3.1	12.3
社会文化・住宅建設ファンド	1.0	4.1
生産発展ファンド	1.3	5.3
計画諸支出	3.9	15.9
未配分利潤残高	5.3	21.6

資料：С. Ситарян и др., О принципах нормирования платы за производственные фонды, «Плановое хозяйство» No. 12, 1966, p. 28.

表には、「定額納付金」と「銀行信用利子」の2項目が欠けており<sup>15)</sup>，したがって残差としての「未配分利潤残高」項目がその分だけ高目に示されているところになるが，それはともかく，みられるとおり工業部門のファンド使用料は，平均料金率6%のもとでその利潤総額の40.8%を占め，

14) С. Ситарян и др., О принципах нормирования платы за производственные фонды, «Плановое хозяйство» No. 12, 1966, p. 27~28.

15) 新制度のもとでは工業企業の利潤は，(1)ファンド使用料，定額納付金，信用利子の支払，(2)3種類の企業ファンドへの控除，(3)中央基準投資，銀行信用返済，流動資産の補充・増加，その他，(4)以上を処理したあとに残る未配分利潤残高の国庫上納，という順序で処分される。以上のうち企業利潤から直接国庫に上納されるものはファンド使用料，定額納付金，未配分利潤残高の3つである(Методические указания по переводу предприятий, объединений и отраслей промышленности на новую систему планирования и экономического стимулирования, «Экономическая газета» No. 50, 1966)。なお，第1表によると新方式のもとでの利潤のうちからの国庫納金の割合は62.4%(実際には利子支払分だけ少ないはず)であるが，1963年の鉱工業企業の「利潤控除」の割合は69.2%であった(シトニン，前掲論文，p. 38)。

工業企業からの国庫上納金の主要な形態となることがわらう。

さてここで，以上のようにして設定されたファンド使用料につき，現在までに明らかにされた諸点を整理して示すとつぎのようになる<sup>16)</sup>。(1)料金率は生産ファンド(正しくは固定ファンドと標準流動資産)の帳簿価格(固定ファンドについては減価償却控除分を差引かない当初価値)にたいする平均6%。(2)この平均料金率のもとで，3%，6%，10%という3段階の部門別料金率格差が設定された。たとえば，石炭・泥炭，トラクター，農業機械，木材産業(1部)の4部門では3%，軽工業食料品工業では10%，他の大部分の工業部門には6%の料金率が適用される。(3)部門内の企業グループ別の料金率格差は部門間料金率格差と同様に3%，6%，10%の3段階。(4)それぞれに設定された料金率は数年間据え置き。(5)最低料金率(3%)が適用されると各種企業ファンド形成のための利潤が不足するような低収益企業グループ(利潤率5%以下のグループ)，ならびにいわゆる「計画欠損企業」に対してはファンド使用料が免除される。(6)企業の生産発展ファンドにより造出された固定ファンドに対しては2年間，銀行信用により造出され固定ファンドに対しては借入金返済までの期間ファンド使用料は徴収されず，また，新設企業および(既存企業の)新設職場や新設の巨大生産設備はその生産能力の標準開発期間中ファンド使用料を免除される。

以上のほか公害防止に必要な設備などに対する免除規定もあるし，さらにファンド使用料徴収方式にかんする細目も決定されているが<sup>17)</sup>，これら

16) 以下の叙述は，前掲の Методические указания. のほかつぎのものによる。シタリヤンほか，前掲論文，p. 31~32；В. Кабанков, Принципы внутриотраслевой группировки предприятий для определения размеров платы за фонды(シタリヤン，前掲編書，所収)，p. 34~35；А. Комин, Рентабельность производства, «Экономическая газета» No.22, 1967, p.16.

17) ファンド使用料徴収方式については，Инструкция о порядке взимания в бюджет платы за производственные основные фонды и нормируемые оборотные средства с промышленных предприятий, переведенных на новую систему планирования и экономического стимулирования, «Экономическая

の点についてはここでは省略することにし、つぎに、利潤率(新卸売価格に見込まれた)とファンド使用料金率の関係について若干の説明を加えておきたい。

周知のように、ファンド使用料金率が工業全体にたいして単一であるべきか、あるいは部門別(ないし企業グループ別)に分化したもの(格差のついたもの)であるべきかについては、すでにソ連の「利潤論争」のなかでも、ファンド使用料設定の支持者のあいだに意見の対立が存在した。概していえば、そこでは、経済計算や効率計算の立場からこの問題に接近した論者が単一料金率を主張し、現実の事態から出発した論者が分化料金率を主張するという傾向がみられたように思われる。しかし、単一料金率の支持者にあっても、それがそのままただちにソ連経済の現実に適用可能なものと考えられていたわけではけっしてない。たとえば、「利潤論争」における単一料金率の主張者ヴァーグとザハロフのばあいも、その単一料金率適用の主張は、じつは、ファンド使用料金率に見合った形の単一利潤率に立脚する「生産価格」的な価格形成、および固定ファンドの再評価という、その適用のための2つの前提条件の実施の主張とからみあわせて提出されていたのである<sup>18)</sup>。

ところがソ連の新経済制度においては、生産価格的な価格形成が適用されたとはいえそれに見込まれた利潤率は単一のものではなかったし、また、固定ファンドの再評価もなされなかった。したがって単一料金率は、たとえそれが理論的見地において正しいにせよ、現状のもとでは、その前提条件を欠いているがゆえにそのままの形では実施されるべきはずもなかったのである。かくて上述したような料金率の部門別および部門内企業グループ別の格差が設定されることになったわけであるが、新卸売価格のもとでの利潤率と料金率との関係は、第2表および第3表のとおりである。それによると利潤率格差よりも料金率格差の方が格差が小さいけれども、利潤率格差がかなり大きいもとで料金率格差をこのように相対的に小さく設定しえた

第2表 鉱工業部門別の利潤率とファンド使用料金率  
(単位: 生産ファンドに対する%)

	利 潤 率		ファンド使用 料金率
	旧 価 格 (1965年)	新 価 格	
電力・熱力生産	4.6	10.0	(3)
採油・精油	10.4	14.6	6
石 炭	-17.0	8.0	3
製 鉄 業	8.6	15~16.0	6
機械製作・金属加工業	16.7	13~15.0	6
化 学*	20.0	15.0	(6)
木材・木材加工・ セルローズ・製紙	6.9	12.6	6
建設資材	5.4	13.6	(6)
うち: セメント	14.5	14.8	6
軽工業・食料品工業**	?	20~30.0	10

資料: (1) В. Ситнин, Реформа цен завершена, «Экономическая газета» No. 25, 1967, p. 11. (2) В. Ситнин, Хозяйственная реформа и пересмотр оптовых цен на промышленную продукцию, «Коммунист» No. 14, 1966, p. 38.

(3) С. Ситарян и др., О принципах нормирования платы за производственные фонды, «Плановое хозяйство» No. 12, 1966, p. 30~31.

備考: (イ) 利潤率について \* 印は(2)の資料, \*\*印は(3)の資料により, 他は(1)の資料による。(ロ) ファンド使用料金率は(3)の資料による。ただしカッコ内のは筆者の推定。(ハ) 機械製作業のうちトラクターおよび農業機械製作のばあいはファンド使用料金率が3%, 木材産業の1部についても同様。

第3表 部門内企業グループ別の利潤率とファンド使用料金率の1例  
(単位: 生産ファンドに対する%)

	利 潤 率	ファンド使用 料金率
I グループ	5.6 以下	0
II "	5.7~11.3	3
III "	11.4~18.9	6
IV "	19.0 以上	10

資料: В. Кабанков, Принципы внутриотраслевой группировки предприятий для определения размеров платы за фонды (С. Ситарян [ред.], Эффективность общественного производства и финансы, Вып. I, Москва, 1967), p. 34.

備考: (イ) これは電気機械工業省の3つの総管理局のひとつの「電動機生産総管理局」(Главэлектромаш)所属の企業にかんする資料。(ロ) 「利潤率」は新卸売価格によるもの。(ハ) 電気機械工業の平均利潤率は15%。

のは、第1表にみるように未配分利潤残高をあらかじめ大きく計画化したことによるものと思われる。そして未配分残高が大きいことは、じつはのちにみるように料金率の平均水準との関係で問題を残しているのであるが、このような大きな割合の未配分残高を計画化した狙いの1つは、そうすれば、料金率格差を相対的に小さく設定しうる点にあったように思われる。

газета» No. 11, 1967 を参照。

18) 前掲邦訳『ソヴェト経済と利潤』p. 160~161.

## III

以上がソ連で設定されたファンド使用料の概要であるが、つづいて、このようなファンドの有償化にかんれんするものとして、新たに設定されたもうひとつの国庫納入金の形態である「定額納付金」についてのべよう。

定額納付金には2種類あって、そのうち第1のものは「定額納付金(地代)」(фиксированные (рентные) платежи)と呼ばれ、第2のものはただの「定額納付金」(фиксированные платежи)と呼ばれている。つまり、定額納付金という用語には総称のばあいとその2種類のうちの後者を指すばあいの広狭両義の用い方があるわけであり、ここではその混同をさけるために、この形態の国庫納入金を総称するさいにのみ「定額納付金」を用い、その2種類を区別するばあいには仮りに第1のものを「定額納付金I」、他を「定額納付金II」と呼ぶことにする。

ところで、どうしてこの種の納入金を設定したかということ、それは価格形成方法とのかんれんでつぎのように説明されている<sup>19)</sup>。すなわち、今回の卸売価格改訂の重要課題のひとつは部門間ならびに同一部門内企業間にいちじるしい利潤率格差を生ぜしめないようにすることにあつた。そして制定された新卸売価格のもとでは、部門間利潤率格差はかなり平準化された(これについては前掲の第2表を参照)けれども、しかし、部門内企業間の利潤率平準化の課題はそのままでは(つまり利潤率平準化のための他の補助的経済用具を用いることなしには)解決されえない。というのは、現状のもとでは自然的・地理的条件や技術的条件の差異に由来する企業間生産性格差がいちじるしく、したがってまた、企業間の個別的支出の格差がい

ちじるしいからである。たとえばソ連の石油採掘企業連合(нефтепромысловое управление)別の採油原価の開きは主として自然的条件の差異のために1:50におよび、石油主産地(アゼルバイジャンとタタール)のあいだの採油原価ですら1:7の開きがある。また、石炭や鉍石の原価も地下採掘のばあいは露天掘りのばあいの3~7倍になるという。してがって、このようなばあい部門に単一価格が適用されると部門内企業間にかんりの利潤率格差が生じることはさけられない。そこで新卸売価格のもとでは、このような企業間利潤率格差を是正するための補助的用具として、まず鉍山業においては価格形成方法のちがいとかんれんして、(1)「計算価格」(расчетная цена)と(2)「定額納付金」(定額納付金I)が設定されることになった。

(1)は新卸売価格が部門平均支出にもとづいて設定されたため部門内の多数の企業に収益的活動を保証しえないような採掘工業部門(石炭、オイル・シェール、雲母など)に適用されるもので、部門の単一卸売価格から出発してこれを部門内企業グループ別に格差づけた価格である。(2)は劣等自然条件にある企業の個別支出にもとづいて単一卸売価格が設定された採掘工業部門(石油、ガス、鉄鉍石)に対して適用され、企業利潤のうちから上納される<sup>20)</sup>。つまり、部門の卸売価格がいわゆる「平均原理」的な価格形成方法にもとづくか、あるいは「限界原理」的な価格形成方法に立脚するかのちがいによって、部門内企業間の利潤率平準化策として前者のばあいには(1)が、後者のばあいには(2)が適用されるにいたったわけである。以上の説明で明らかのように、定額納付金Iは結局のところ鉍山地代(差額地代)の現象形態にほかならないといえよう。この種の定額納付金が「地代的性格をもつ<sup>21)</sup>」といわれるのはそのためである。そして(1)のばあいには鉍山地代は部

19) 以下の叙述は主としてつぎのものによる。В. Ситнин, Реформа цен завершена, 《Экономическая газета》 No. 25, 1967; В. Деменцев, Фиксированные платежи: Важный рычаг, 《Экономическая газета》 No. 13, 1967; А. Вихляев и др., Фиксированные платежи: Выравнивание условий хозяйствования, 《Экономическая газета》 No. 13, 1967.

20) 国庫へ上納される定額納付金Iの総額は、新卸売価格のもとで約15億ルーブルになるという(С. Ситарян и др., Экономические основы и принципы определения фиксированных платежей, 《финансы СССР》 No. 4, 1967, p. 10)。

21) ヴィフリャエフほか, 前掲論文, p. 20.

門内計算価格のなかに隠弊されてしまっているのに対して、(2)のばあいは、それが定額納付金というかたちで自立化されいわゆる「自然資源使用料」(плата за природные ресурсы)<sup>22)</sup>の1種となっていることは注目に値しよう。

つぎに、製造・加工工業部門では、その各部門にたいして部門平均支出にもとづく単一卸売価格が設定されたが、このばあいにも主として生産の技術的条件の差異のために、部門内企業間に大きな利潤率の格差が生じるといわれている。たとえば、綿織物工業ではその全生産額の50%以上を生産する40%の企業(企業数の比率)が部門平均利潤率(26.8%)以上の利潤率あげる。かくて部門内企業間の収益性を平準化するために、綿織物工業部門には定額納付金(定額納付金II)が設定され、平均利潤率以上の利潤率をあげた企業から、その平均利潤を上廻る超過利潤が定額納付金IIとして国庫に上納されことになったといわれる。この種の定額納付金が具体的にどのような部門に適用されることになったのか現在までのところその全貌を明らかにしえないが(そしておそらく大部分の工業部門に適用されるのであろうが)、適用の事例としては加工工業では上述の綿織物工業のほかにメリヤス工業があげられており、また、第1図から明らかなように電気機械工業にも適用されて

鉱山業における自然条件の差異に起因する超過利潤(鉱山地代)が「固定的」であるのにくらべて、「経過的」である点が注意されなければならない。なお、定額納付金Iは現物表示の販売高1単位あたり(石油と鉄鉱石はトンあたり、ガスは1000立方メートルあたり)固定額で徴収され、定額納付金IIは卸売価格表示の販売高にたいする一定率(もしくは固定額)で徴収され、さらにこの「固定額」もしくは「一定率」は数年間据え置きとされているが、その具体的内容は明らかではない<sup>23)</sup>。

以上、要するに、ソ連の経済改革において「ファンド使用料」が設定されたばかりでなく、これに準ずるものとして地代と「準地代」の現象形態としての「定額納付金」(そのIとII)が設定されたことを明らかにした。最近のソ連では、ファンド使用料ばかりでなく、ファンド使用料のほかに自然資源使用料と労働力資源使用料を加えた一層広範ないわゆる「資源使用料」(плата за ресурсы)設定の必要が叫ばれるようになってきていること<sup>24)</sup>を考えあわせると、とくに、鉱山業における自然資源使用料とみなされる定額納付金Iの設定については、たとえその適用範囲が限られたものである点に問題を残しているとはいえ、ファンド使用料からさらに資源使用料適用の方向にむかって1歩を進めたものとしてその含意するところのものは大きい、といわなければなるまい<sup>25)</sup>。

第1図 企業レベルでの利潤の用途別配分の1例

	A (11.4%)	B (13%)	C (15%)	D (17%)	E (18.9%)	
				2%	3.9%	} 定額納付金II
				3.6%	3.6%	
	2.3%	2.3%	2.3%	2.3%	2.3%	} 計画諸支出
	3.1%	3.1%	3.1%	3.1%	3.1%	
	6%	6%	6%	6%	6%	

資料: 第3表の資料, p. 35.

備考: (イ) この図は第3表に接続するもので、第3表の「IIIグループ」に属する企業(A, B, C, D, E)の利潤配分を示す。(ロ) 数字はいずれも生産ファンドに対する割合(%)で示されており、企業を示す記号の下のカッコ内は利潤率を示す。

いる。この定額納付金IIの実体は工業部門における平均水準以上の優良な技術的条件に起因して生ずる超過利潤(いわゆる「準地代」)であり、技術革新の普及につれて消滅すべき性質のものであるから、したがってそれは、定額納付金Iの実体たる

22) たとえば Т. Кислова, О плате за природные ресурсы, 《Экономические науки》 No. 6, 1966 を参照。キスロヴァは具体的には有用鉱物、森林資源、水資源の利用に対する使用料設定を主張している。

23) 定額納付金については、『国家予算への定額納付金にかんする規程』(1966年11月11日づけ公布)があり、これにもとづいてソ連邦財務省でその具体的細目をきめた文書を作成したといわれているが、このどちらの資料も筆者は未見である。

24) たとえば Б. Ракитский, Экономические функции платы за ресурсы, 《Вопросы экономики》 No. 12, 1966.

25) もっとも、1930年の税制改革で取引税に統合される以前には、плата за недра(石油、石炭、冶金の各工業から納入)その他若干の рентный платеж が存在していたこと周知のとおりである(くわしくは С. Ситарян, Чистый доход и бюджет, Москва, 1964, p. 231)。

## IV

さて、うえにみてきたようなソ連におけるファンド有償制の問題点として、ここでとりあえず指摘しうるのはつぎの諸点であろう。(1)ファンド使用料の経済的意味づけの問題、(2)固定ファンドの評価方法の問題、(3)ファンド使用料金率の問題、(4)定額納付金決定方法の問題。みられるとおり、(4)が定額納付金にかんする問題点であるほかは、すべてファンド使用料にかんするものである。しかしこれらのうち(4)については、定額納付金の具体的内容が不明のままである現在では、ただたんに、もともと生産結果に対する、生産の主観的要因(労働の強度や熟練度の差異)と客観的要因(労働投下の技術的条件や自然的条件の差異)、客観的要因のうちの技術的条件と自然的条件の貢献度を区別することが甚だ困難であることからして当然、定額納付金算定の基礎となるべき「固定額」もしくは「一定率」がどのようにして設定されたかが問題となりうることを、指摘するにとどめたい。したがって以下、(1)から(3)までの問題についてのべることにする。

(1) ファンド使用料の経済的意味内容をその本質的規定と機能規定とに分けて考えてみると、この使用料の経済的機能が(イ)生産ファンドの効率的利用の刺激剤、(ロ)企業の客観的経営条件の平準化策、(ハ)利潤の主要な国庫集中経路たることの3点にあることは、あらためていうまでもあるまい。問題となるのはファンド使用料の本質はなにか、である。この点についてたとえばコニユースは、おそらくはエンゲルスの『住宅問題』のなかの「労働人民による労働用具の現実の奪取は賃貸借関係の維持をけっして排除しない」という命題に依拠して、それは「1種の賃貸借料」であるとのべた<sup>26)</sup>。ファンド使用料の本質を「賃貸借料」

26) А. Конюс, Платность фондов как выражение действия закона стоимости в социалистическом хозяйстве (Н. Федоренко и др. [ред.], Совершенствование планирования и управления народным хозяйством, К девяностолетию акад. С. Г. Струмилина, Москва, 1967), p. 245.

とみるコニユースらの理解に対してはシトニンやラキツキーがつぎのような批判を加えている<sup>27)</sup>。すなわち、ファンド使用料を「賃貸借料」とみなすことは同じ国家的所有の内部に、資本主義のもとでのいわゆる「資本所有」と「資本機能」の分離の関係になぞらえた、生産ファンドに対する国家の「所有」と国営企業の「占有」の分離の関係を認める誤った考え方である、と。要するに、ファンド使用料を1種の「賃貸借料」とみなす見解に対するシトニンらの批判は、それが国家的所有たる国営企業を本質的に集団的所有へ転化せしめるサンディカリズム的歪曲であるとみなすのであろう。しかし他方では、ラキツキーの批判にみられるように、ファンド使用料の設定は深刻な改革ではあるが、それでもなお計画化・管理・刺激における旧方式と新方式との間の「継承性」(преemptивность)は明らかであり、ファンド使用料のばあいも取引税や利潤控除と同様に、企業で新たに作りだされた価値の1部の国家の手中への「無償徴収」であるとのべて、旧方式と新方式の継承性(純所得の1部の無償徴収制)を一面的に強調するのも、誤りであろう。というのは、ファンド使用料の設定は、「ファンド使用料を提供するかわりに企業はなにを受取っているか。なにも受取っていないではないか」(ラキツキー)という観点からではなしに、それがまさに「企業に前渡しされた生産ファンド価値に直接にかんれんづけて設定され徴収されるという意味において、商品等価の原則に立脚している」(クリコフ)<sup>28)</sup>という観点から理解されなければならないからである。また、シトニンのようなファンド使用料とは「国家と国営企業のあいだの関係を示すホズラスチョートのカテゴリーである」という規定の仕方も曖昧である。というのは、新方式のもとで国営企業は「形式的なホズラスチョート」から「完全なホズラスチョート」へ移行したとしばしばいわれるこ

27) シトニン, 前掲『計画経済』1966年11号所収論文, p. 33~35; ラキツキー, 前掲論文, p. 20~22.

28) А. Куликов, Экономическая реформа и хозяйственный расчет в промышленности (А. Куликов и др. [ред.], Хозяйственный расчет и материальное стимулирование, Москва, 1967), p. 32.



とからも明らかなように、ホズラスチョートの本質理解そのものがいまや再検討を迫られていると考えられる以上、シトニンのようにそうすることになし安易に「ホズラスチョートのカテゴリー」といって済ませるわけにはいかないからである。

ともあれ、ファンド使用料の本質をめぐるこのような論議から明らかなのは、社会主義的国营企業がますます「商品生産者」らしくなり、これをそれなりに独自の利害関係をもつ生産者集団とみなすことが必要になったこと、国营企業を従来のように上からの指示のたんなる執行者とみなす理解の変更が要求されていること、その意味で国家と国营企業のあいだの関係を生産関係側面から新たに直視しなければならぬこと、そして、ファンド使用料の本質は、このような国家と国营企業とのあいだの関係を反映する特殊な経済的カテゴリーとみなすべきこと、等々であろう。しかしこの問題領域においては、いまだに問題提起にのみとどまり、その理論的説明はなお今後に残されているというべきであろう。

(2) ファンド使用料設定のさいに固定ファンドの評価方法としては、周知のようにその更新価値をとるか、当初価値をとるか、もしくは残存価値をとるかの3つのばあい考えられうる。このうち理論的にみてもっとも正しいのは、ペロウソフのいうように「更新価値」(восстановительная стоимость)であろう<sup>29)</sup>。しかしこの評価方法の採用はもちろん系統的な固定ファンド再評価の措置を必要とし、ソ連ではこのような再評価の実施が当面困難であるため、既述のように「当初価値」(первоначальная стоимость)が利用された。ところが東欧諸国ではソ連と同様な理由(実施困難)からであろうか更新価値は採用されていないが、他の2つの評価方法のうち当初価値を採用しているばあい(ハンガリー、ブルガリア、東ドイツ)もあれば、「残存価値」(остаточная стоимость)を採用しているばあい(チェコスロヴァキア)もある<sup>30)</sup>。チェコスロヴァキアでどのような理由で残

存価値が利用されたかは知らない。しかしソ連で残存価値の採用が否定されたのは、主として、残存価値を利用すると、企業が旧生産手段の維持に関心をもつ傾向が生れ、したがってその置換えが人為的に阻害され技術進歩がさまたげられるという理由からであったようである。しかしそのほかにも、固定ファンド価値の減少はけっしてそれと同率でのその効率の減少を意味しないこと(たとえば耐用年数4年の機械はその効率も年々25%ずつ低下してゆくわけではけっしてない)などの、残存価値採用の妥当でないことの原因があげられるだろう。この意味で当初価値か残存価値かといえは前者の方を採用する方が妥当であるように思われる。だが他方では、当初価値の方法にも欠陥があることはもちろんあり、すでにソ連においてもその欠陥をなくすためのいくつかの改善案が提出されていることをつけ加えておくべきであろう<sup>31)</sup>。

(3) ファンド使用料金率の問題については、第1に6%というその平均水準、第2にその部門別ならびに企業別格差、第3に料金率と銀行利子率の関係が妥当なものであるかどうかという3つの問題があげられようが、このうち第2の問題においては、ソ連のばあいのような格差づけがいわゆる「主観主義」、「主意主義」の発生をもたらす危険をはらむものとしてすでに一応の検討がなされている<sup>32)</sup>ので、ここではこの種の問題はとりあげない。そこで、第1の問題点についていうと、ソ連のばあい6%の平均ファンド使用料金率は、バチューリンも言っているように「本質的にはしかるべき理論的拠根づけなしに実際的経験にもとづいて設定された<sup>33)</sup>」ようである。事実、シタリヤ

济研究』1967年4月、p. 117の注19参照。

31) たとえば、ヤコヴェツは鉱山業のばあいには、固定ファンドの磨耗度が高いために残存価値を採用することを主張し(Ю. Яковец, Некоторые особенности хозяйственной реформы в горной промышленности «Плановое хозяйство» No. 2, 1967, p. 32), また、固定ファンドの「年令」に応じて料金率を逡減的に格差づけよという提案も出されている(«Экономическая газета» No. 22, 1967, p. 15)。

32) 岡稔, 前掲論文, p. 117~118。

33) А. Бачурин, Актуальные проблемы хозяйственной реформы, «Коммунист» No. 11, 1966, p. 48。

29) Л. Гатовский и др. (ред.), План, хозрасчет, стимулы, Москва, 1966, p. 152。

30) 岡稔「ソ連・東欧の経済改革と価格問題」『経

ンらによれば、6%の料金率は国家財政支出による工業部門への最近の中央基準投資額の、生産ファンドに対する比率にもとづいて決定されたといわれる。すなわち、1964年の資料ではこの比率は6.4%であるが、新5カ年計画では財政支出によってまかなわれる中央基準投資額の比重が減少するだろうから、平均料金率を6%にしておけば、それによって、財政支出による工業部門への中央基準投資額はカバーされる、というのである<sup>34)</sup>。そしてその反面、第1表でみたように国庫に上納される未配分利潤残高はかなり大きな割合を占める。このような高率の未配分利潤残高上納のシステムは、それがなんら生産ファンドの大きさとかんれんづけられていないゆえに、せっかく導入さ

れたファンド有償制の意義をそれだけ減殺することは必定である。未配分利潤残高が大きすぎるという問題点の指摘や、これにかんれんした平均料金率引上げの提案がなされるのも当然なのである<sup>35)</sup>。さいごに、ファンド使用料金率と利率の関係についてみると、銀行利率は短期信用が1~6%、長期信用が0.5~2%であり、大部分の短期信用のばあいの利率がファンド使用料金率の水準に引上げられたほかは、従来の利率と大差がない<sup>36)</sup>。長期信用のばあいもふくめて利率は平均ファンド使用料金率を基準にして決定さるべきだとするならば、新制度のもとで利率の高さが首尾一貫していないこと、とくに長期信用の利率の低いことは問題を残しているといえよう。

34) シタリヤンほか、前掲『計画経済』1966年12号所収論文、p. 27.

35) たとえば、А. Гусаров, Чистый доход и плата за фонды, 《Экономическая газета》 No. 39, 1967, p. 15. グサロフはここで平均料金率を7~7.5%に引上げることを提案している。なお、ファンド使用料金率は生産ファンドへの新投資が確保しなければならないところの最低利潤率の意味をもつとして、新投資の平均標準効率(15%)に関連づけて料金率15%を主張するヴァーグの見解は示唆的である。というのは、そこには、6%の料金率決定のさいに考慮されなかった観点(ファンド使用料金率と新投資の標準効率の関連づけ)がうかがわれるからである(Л. Вагг, Плата за производственные фонды и эффективность их использования, Москва, 1966, p. 27~32)。

36) Н. Федоренко, Реформа в промышленности: Первые итоги, проблемы повышения в действенности, 《Плановое хозяйство》 No. 4, 1967, p. 15; П. Бунич, Хозяйственная реформа в промышленности: Ее осуществление и некоторые проблемы, 《Вопросы экономики》 No. 10, 1967, p. 56. なお、従来の利率についてはつぎのものを参照。Банковское дело в СССР, сборник лекций, Москва, 1967, p. 44.